

課税標準の特例明細書（第44号様式別表3）の書き方

- 1 この明細書は、地方税法（以下「法」といいます。）第701条の41又は附則第33条（事業所税の課税標準の特例）の規定の適用がある場合（法第701条の31第1項第5号に規定する雇用改善助成対象者がある場合を含みます。）に事業所税の申告書（第44号様式）に添付してください。
 - 2 ※印の欄は記載しないでください。
 - 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じです。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を一文字空けて記載してください。
 - 4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）を記載してください。
 - 5 ㊦の欄は、期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積（㊥の控除割合による控除前の床面積を1平方メートルの100分の1未満を切り捨てて記載してください。）を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。
なお、法第701条の41第1項及び第2項並びに附則第33条第1項から第6項までの規定のうち2以上の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用を受ける㊦の欄の「控除床面積」を控除した後の床面積を記載してください。
 - 6 ㊧の欄は、算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち課税標準の特例に係る給与等の額（㊥の控除割合による控除前の給与等の額）を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。
- この明細書に記載された情報は、ご本人の同意や法令に定められた場合を除いて、市税の課税や納税の目的以外には利用しません。
- この明細書はボールペンで記載してください。なお、温度変化により無色になるインキを用いたボールペンは使用しないでください。